

DODOWORLD KENYA LIMITED 旅行手配条件書

(お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。)

1 手配旅行契約

- (1)この旅行は、DODOWORLD KENYA LIMITED(以下、当社)がお客様から依頼を受け手配・実施を手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と旅行契約を締結することになります。
- (2)契約の内容・条件は、見積ご案内時に担当者からの案内に記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(以下「最終日程表」という)によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (4)当社はケニア共和国で認可を受け登録した旅行会社になります。本旅行条件書及び旅行契約は、同国が定める法律、規律及び習慣に基づき遂行されます。

2 旅行の申込み方法

- (1)当社所定の申込書に所定の事項を記入し、お一人につき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
 - ・申込金 旅行代金50%以上100%まで(お一人様)ただし、担当者から別途申込金のご案内がある場合はその定めるところによります。
- (2)当社はメール、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して1週間以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3)申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4)申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。(予約時に予約保証金の支払いが必要な一部の手配を除く)又、お客様の任意による解約のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
- (5)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力いたします(キャンセル待ち)。その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客様からキャンセル待ちの解約の申出があった場合、又はお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合、当社は「預り金」を全額払い戻します。尚、キャンセル待ちは予約の完了を保証するものではありません。
- (6)申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入下さい。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の再発行、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、その必要に応じて交替手数料をいただくことがあります。尚、運送・宿泊機関

DODOWORLD KENYA LIMITED 旅行手配条件書

の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解約せざるを得ない場合があります。この場合には所定の取消料をいただきます。

3 申込条件

- (1) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満の方のご参加は父母又は親権者の同意書が必要です。
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 身体に障害をお持ちの方、アレルギー、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。ただし、現地事情や運送・宿泊期間等の状況により、お申し込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。

お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。

尚、ご参加に際しては、必要に応じてお客様ご自身で病院・医師等専門家にご相談いただき、お客様の責任においてお申し込み下さい。

- (4) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払をお願いいたします。
- (5) その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

4 契約の成立と契約書面・最終日程表の交付

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2) 旅行条件書及び通信(Eメール等)と最終日程表(集合時間・場所、運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載したもの)をお渡します。
- (3) 最終日程表は旅行開始日の前日までに交付いたします。当社は、旅行開始日の7日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク時等においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表を交付する場合があります。

また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって35日目に当たる日(以下「基準日」という。ピーク時は65日目に当たる日)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

6 渡航手続

DODOWORLD KENYA LIMITED 旅行手配条件書

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。
- (2) 日本国籍以外の方及び日本国一般旅券所持者以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所、所属先にお問合せ下さい。

7 旅行代金に含まれているもの、含まれていないもの

担当者よりお申し込み前にご案内いたします。

8 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公省庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、契約ごとに著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。
- (2) 第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

10 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この際、交替に要する実費及び手数料をお支払いいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

11 お客様による旅行契約の解約・払戻し(旅行開始前)

- (1) お客様は、ホームページに定める取消料を当社に支払って旅行契約を解約することができます。
- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - イ. 契約内容が変更されたとき。

DODOWORLD KENYA LIMITED 旅行手配条件書

ロ. 第9項(1)に基づいて旅行代金が増額された時。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、ケニア官公省庁の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい時。

ニ. 当社が、お客様に対し第4項(3)で定めた期日までに、最終日程表をお渡ししなかったとき。

ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になった時。

(3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解約されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料・送金手数料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

(4) お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解約し、新たに旅行契約を締結していただくことになります。この場合当社は取消料を申し受けます。

12 お客様による旅行契約の解約・払戻し(旅行開始後)

(1) お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解約することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

13 当社による旅行契約の解約(旅行開始前)

(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、取消料の解約期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解約することがあります。

イ. お客様が当社へあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

ロ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

ハ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ニ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、ケニア官公省庁の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

14 当社による旅行契約の解約・払戻し(旅行開始後)

(1) 当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。

ロ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するためのドライバーガイドその他の者による当社の指示への違背、暴行又は脅迫などにより当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

DODOWORLD KENYA LIMITED 旅行手配条件書

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、ケニア官公省庁の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の継続が不可能となったとき。

- (2) 本項(1)により旅行契約の解約が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いた額を払戻しいたします。
- (3) 本項(1)イ. ハ. により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。
- (4) 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはいたしません。

15 取 消 料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して以下に記載する取消料（以下記載）をお支払いいただきます。

旅行契約の取消期日

・取消料(お一人)

旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

65日前～36日前 旅行代金の25%

35日前～15日前 旅行代金の50%

14日前～3日前 旅行代金の75%

2日前以降(無連絡不参加、旅行開始後の取消を含む) 旅行代金の100%

※ ピーク時とは、12月15日から1月10日まで、及び7月1日から10月31日までをいいます。

旅行開始日がピーク時以外の旅行である場合であって

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

35日前～15日前 旅行代金の50%

14日前～3日前 旅行代金の75%

2日前以降(無連絡不参加、旅行開始後の取消を含む) 旅行代金の100%

16 旅 程 管 理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

DODOWORLD KENYA LIMITED 旅行手配条件書

17 お客様に対する責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配先機関が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、各手配先機関が加入する保険の限度額内において賠償いたします。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等)の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

18 お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容についてご理解頂きますようお願いいたします。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出て下さい。

19 団体・グループの契約について

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

20 ご旅行条件・旅行代金の基準

- (1) この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、担当者のご案内の日となります。
- (2) 特別に注釈のない場合、こども代金は年齢が旅行開始日当日を基準として満2歳以上12歳未満のお子様に応用します。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳未満の幼児で航空座席を使用しない方に適用されます。
- (3) 本条件書の各項にいう旅行代金とは、担当者が旅行代金と表示したツアー代金、及び当該コースの追加代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項のお申込金、取消料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

21 その他

(1) お買物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入下さい。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行って下さい。また国際航空便等による別送は、破損、

DODOWORLD KENYA LIMITED 旅行手配条件書

紛失等のトラブルの可能性があるため、避けることが賢明です。

(2) 海外旅行保険について

病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

(3) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情が解消、解決し次第ご通知下さい。)

(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5) 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報ホームページ」
<http://www.forth.go.jp/> でご確認下さい。

(6) 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。下記ホームページ等にてご確認下さい。

「外務省海外安全ホームページ」 www.anzen.mofa.go.jp

外務省海外安全相談センター: +81-(0)3-5501-8162

(7) 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただき、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。